

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

ユニオン連合は「沈没寸前」

伊勢 太郎……………2

規制緩和は「第二の黒船」

滝野 忠……………3

―行革・規制緩和の歴史的本質(上)―

一人でも泣いている者がいないように 私鉄反合理化研究会……………6

―全国の私鉄のみなさんへ―運動方針を読んで―

労働弁護団の新しい歴史が始まった 鶴飼 良昭……………10

―「労働相談」は運動の出発点、運動の目標―

政治と戦争を考える 上野 建一……………15

笹山久三さんの問題提起を受け 稲村 守……………17

―「国鉄闘争勝利をめざす京都集会」開催―

資料 国労「声明」(一九九七・六・三〇)……………18

―政府・運輸省は指導責任を發揮せよ―

連合推せん候補は五勝十一敗 労働運動研究班……………19

―都議選結果のもう一面―

読者からのおたより……………20 編集部だより……………9

旬刊 社会通信

NO. 677

一九九七年八月一・二日合併号

一九九七年八月一日発行
(毎月一日・二日・二日三回発行)

ユニオン連合は 沈没寸前 //

伊勢 太郎

ユニオン連合があえいでいる。沈没寸前といつて過言でない。なぜか。

第一。「企業社会」日本が根底から揺らいできたことだ。この「企業社会」にのって、連合は成立した。しかし、ユニオン連合は規制緩和・行革に両手を上げて賛成し、旧き良き時代の産物である「コメ・ムラ・タテ」社会を全面崩壊させようとしている。

これはユニオン連合の自己否定である。というのは、連合は日本の雇用慣行（年功序列賃金、終身雇用、企業別組合、退職金制度）を資本の主張どおり、いや資本以上に積極的に変えようとしているからだ。

野村証券、第一勧銀では、「財閥解体」時に匹敵する人事がおこなわれた。官僚出の脳天気な財界人は、「バブル清算の不良債権処理と同質。経営体質の見直しにすぎぬ」という。しかし、今日の事態はやがて彼らの思惑を超えた破局を招来することになる。というのは、規制緩和、それにもなうグローバルスタンダード（全世界的競争）は、企業への忠誠心より自己の生活の保存（生活保守）へ、生活保守は時代の流れへの反抗となつてあらわれざるをえないからだ。それは、幕末の時代、商品社会の出現に無意識に倒幕運動に与みした武士階級のような立場に、連合結成の立役者となつた「中間管理職」をおくという歴史の皮肉である。

第二。時代を理解しないジャーナリズムは、連合の弱点として政党支持の分裂を指摘する。旧同盟は新進党、JC主流は政権党、旧総評は民主軸だ、いや社民だ、民主・社民の力合わせで非自民だと、百家争鳴といえば聞こえはいいが、その内実たるや自己保存に窮々たるありさまで、彼らのいう勤労者、国民は枕詞ばかりで、その実態は旧態依然の利益追求者にすぎぬ。

規制緩和は、幕末事情にたとえれば、一八五三年のペルリの品川沖来航（黒船）となる。野村証券、第一勧銀首脳の意識もそうだった。彼らを批判するジャーナリズムとて同様だ。すべて後追いで、事態の経過にしたがってアレヨアレヨではなかつたか。この波はやがてユニオン連合を直撃する。

第三。この事態をもっとも深刻に表現するのが、行革・規制緩和についての連合の「分裂」である。JCを中心とする民間大企業労組幹部は「規制緩和・行革で旧官公労が血を流すのは当然。おれたちは常にそうだ」といい、旧官公労は「経営形態、事業規模、雇用死守」をブチ上げる。だが、旧官公労の内実は、クロネコ大和と郵政省が競い合い、労働強化は民間以上で、実態はすでに民営化の状況にある。

組合幹部は組織維持に窮々とし、現場労働者はすさまじい労働強化にあえいでいる。まだ現場労働者が、組合幹部に「反旗」をひるがえすまでにはいたっていない。しかし、それも時間の問題であろう。というのは、現場労働者は、かつての「ホワイト」「ブルー」の区別は今やなく、両者ともに「おれの椅子はいつまでであるのだろうか」と仕事と生活の不安に悩み続ける状況にあるからだ。

過日（六月五・六日）の連合中央委員会はその現実をあきらかにした。政治問題以上に、行革・規制緩和問題がユニオン連合の内部矛盾をあからさまにし始めたのだ。連合の招待

で来日したアメリカのAFL・CIO会長のスウィニーは、「日本はアメリカのまねをするな」と講演した。

規制緩和は「第二の黒船」

滝野 忠

行革・規制緩和の歴史的本質

— 行革・規制緩和の歴史的本質(上) —

連日のように全国を駆け歩いている。テーマのほとんどが「行革と規制緩和について」、副題として「どうたたかうか」だ。そこでの印象は①行革・規制緩和の影に脅え、たたく前から負け続けていることだ、②とりわけ悲しく寂しいことは「雇用・事業・経営形態を守る」ことを口実に、大合理化を次々と容認、労働条件のタタキ売りが当たり前になっていることだ、③さらにビククリさせられるのが産業・企業・職種を問わず「現職死亡」「自殺」がふえ続けていることだ。こうした時、女子保護規定の撤廃に象徴される労働法制が次から次へと改悪され続けているのだから、暗澹(あんたん)たる気持ちはふくらむ一方だ。それをさらに加速させているのが、労組幹部は上記三項目「実現」のため、何党とも連携すると、政治の大政翼賛化に片棒をかつぎ、恥としないことである。

今はつきりさせなければならぬことは三つである。行政改革とはいったい何か、さらに規制緩和とは何か、行政改革と規制緩和はどういう関係にあるかだ。行革、規制緩和という言語がマスコミに乱発されているだけになおさらそうなのである。

まず行革とは何か、その歴史的本質と現代「行革」のねらいをつかむこと。次に中曽根臨調と橋本「行革会議」には質的な違いがあること、つまり規制緩和という産業構造調整、経済構造調整が行革といりまじっていることである。

これまでも行革は働く者に犠牲を押し付けた。そこに規制緩和が加わったことにより、現代の行革は労働者の犠牲を加速度的に高める。結論をさきにいえば、規制は現代の「黒船」、明治維新を招来したペリーの黒船に匹敵するということである。

現在は「嵐の前の静けさ」

先日、「資本主義の未来」の著者レスター・サローの講演を聴いた。聴講者の多くは企業関係者。サローは「大転換期を乗り切るには三つの要件が必要。それは第一に時代を読むヴィジョン、第二にヴィジョンを実現する粘り、第三に運」。さらに、「運も粘り、ヴィジョンなしには開けない」と話をまとめ、聴衆の喝采受けていた。

この種のセミナー、勉強会に出ていつも感ぜさせられることは、「金儲け」だけを本業とする連中も不安と動揺でいっぱいということだ。大企業ですら、一夜にして倒産が現在の大競争時代の特徴で、アメリカのコンピュータメーカーアップル社などはその典型。だから、サローやドラッガーのような「経営の神様」の話聞き、みずからを励ましているのだ。為替が自由化される、「金融ビッグバン」の根本だ。大蔵事務次官経験者で生保業界の長老は「為替自由化で金融自由化、規制緩和は後戻りできなくなった。どうなるか誰にも分からない。今は嵐の前の静けさかも」と講演していた。

以上が現代社会の現実だ。しかし、金儲けを業とする輩がひたすら前へ前へと突き進ん

でいるのに、行革・規制緩和で江戸時代の「百姓とゴマの油は搾れば搾るほど出る」の対象者、現在では国民の九割を超える労働者・勤労諸社会層は将来へのヴィジョンを見失い、小さな世界に閉じ込められるばかりだ。しかし、近い将来、行革・規制緩和は川柳の表現を借りれば、次のような形をとり動き出すことが予想される。

現状は「川柳に託すしかないもどかしさ」かもしれない。しかし、これでもかこれでもかと吐き出される国民イジメの各種審議会の答申に「シワ寄せをどこにするかの審議会」と考えることを覚え、今日では「介護法天引きだけはよくわかり」の状況となり、近い将来かならず「火だるまはわしらの方といま気づき」となることだ。

将来に備えるためには拠点が必要だ。それが日本では自覚した労働組合員だ。「行革・規制緩和」の歴史的本質と帰結について、しっかりと学習を深め、サローならずともわれわれのヴィジョンを掲げ、粘り抜く態勢をつくることだ。私たちの勝利は運ではない。資本主義社会が生み出す矛盾の歴史の必然、すなわち歴史の法則性にもとづく確固たるものだ。

苛斂誅求、政治反動、国家崩壊

「橋本行革」の全貌が浮かび上がってきた。その内容をもっともよく示すのが、橋本が統括する行政改革会議「中間整理」（五月一日）、社会経済生産性本部「国民を豊かにする財政再建提言」（五月一四日）、さらに政治改革推進協議会（民間政治臨調）「地方分権改革と行財政改革の今後のあり方に関する緊急提言」（六月二日）等の文書である。

行政改革は「平成の妖怪」中曾根や「アンパン内閣」橋本の専売特許ではない。行革は社会の根っ子が腐り、悪臭を発し始めた時、支配権力が右からおこなう国家改造、つまり国家権力機構再編のための国家的規模での運動であるからだ。

岩波書店発行の「近代日本総合年表」によれば、日本近代史は一八五三（嘉永六）年から始まる。徳川幕府開設は一六〇三年、「幕藩体制」がぐらりぐらり揺れ始めたのに一速く気付いたのが、米沢藩主・上杉治憲（鷹山公）で、幕政改革、藩政改革の祖と称される人物だ。中曾根第二臨調以後、鷹山にかかわる本が山積みされているのはこのゆえである。一八世紀後半から一九世紀、徳川幕府と諸藩は「幕政改革」、「幕政改革」にしゃかりきとなった。背景に「コメ中心の社会」から「貨幣中心の社会」への移行があった。強固な封建制度を形づくってきた徳川三〇〇年の中で、商品・貨幣経済が幕府と藩財政を直撃し始めていた。幕府は儉約令、棄絹令（きえんれい）で商人、庶民を取り締め、藩は今流に言えば村起こし、町起こし、特産品の生産で貨幣・商品生産に邁進した。その矛盾が一八五三年、ペリーの黒船来航で一挙に爆発していくのだ。歴史学者が一八五三年を日本近代史の初年とするのもこうした理由によるのだろう。

日本近代史は行革の「歴史の本質」と「帰結」について重大な示唆を与えている。日本近代史上、歴史に名を残す大きな行政改革は二回おこなわれている。第一回めはすでに述べた「幕政・藩政改革」、第二回めは昭和初年、昭和研究会の主導でおこなわれた「昭和維新」の運動だった。

この二つの行革の歴史は、われわれにとつてもないことを教えてくれる。儉約令・節約令から始まった運動は国民を巻き込んだ苛斂誅求となり、大弾圧政治（幕末にあっては

安政の大獄、昭和にあつては軍部ファシズム)をもたらし、ついには国家崩壊にいたるさまざまの事実だ。江戸幕府が倒れ明治国家が生まれ、大日本帝国が崩壊し「平和憲法」の時代に移り変わったというようにだ。

行革攻撃を考える時、なによりも重要なことは、数十年という歴史の中で情勢をつかまえることではないだろうか。行革の歴史的本質は、過去の例がそうであるように、社会の矛盾を解決することはできず、その進行とともに社会はますます腐りきっていくということだ。徳川幕藩体制の「揺れ」がだれにも分かるかたちであらわれたのがペリーの黒船だ。それから十五年、だれも予想しなかった「御維新」になった。

現代の行革は中曽根第二臨調から始まり、橋本六大改革に引き継がれてゆく。しかし、幕末、昭和の行革の矛盾とその傾向は橋本アンパン内閣にそのまま、いやもっと大きな規模で拡大されている。赤字国債は七四兆円から二四〇兆円強にまでふくれ上がり、苛斂誅求は不良債権処理のため〇・五%の世界資本主義史上はじめての低い公定歩合というかたちをとり、庶民の貯金で現代の専制君主である大独占金融資本を救済しているのだから。

汚職・腐敗も権力機関の中核におよびつつある。リクルートから始まった現代の賄賂(まいない)政治は各省庁のトップをまき込みばかりか、野村証券、第一勧銀事件に見られるように、政・財・官の心臓部にまで波及している。

規制緩和は「第二の黒船」

日本の行政改革で特異なことは、前二者も今回も「黒船襲来」と時期を合わせていることだ。幕末にはペリーの黒船、昭和には世界大恐慌と金解禁、そして現代の行革はメガ・コンペティションというようにだ。世界の巨大金融資本(その担い手が多国籍企業と称される巨大企業群)間の大競争の時代の始まりが、円高、それにとまなう「内外価格差」のトリックが日本の伝統的経営システムを直撃し、変容を余儀なくされ進められているのが規制緩和だ。経済構造・産業構造転換、「金融ビッグバン」、日本の雇用慣行(労働法制)の全面的見直しがその具体化だ。

メガ・コンペティションの背景には国際的な金融資本がありあまる資本を発展途上国に見出したこと、さらにその背景には天文学的数字にまでふくれ上がった途上国債務が、民営化のマジックで一時的に「解決」したかのような状況がつけられたこと、これに加うるに旧ソ連・東欧圏、中国といった市場が一拳に開かれたこと、さらにはレーガン以来の民営化と異常な株価の高騰によるバブル景気の拡大がある。

この世界的な大競争という「黒船」が、現代日本の規制緩和の背景だ。だから、政府・官僚・財界は外からの圧力に規制緩和へと猪突猛進するだけで、将来展望など何一つもってはいない。資本主義社会は競争社会だ。現代の競争はアダム・スミスの時代のように牧歌的ではない。中小国家のGDP(国内総生産高)をはるかに上回る売上高・資産をもつ巨大な独占的大企業群と彼らの国際的カルテルである世界銀行、IMF、世界貿易機関、パリ・クラブを巻き込んだ競争であるからだ。

競争は国家、地域を巻き込みさらに激しくなる様相を強めている。一九九九年一月、これからいろんなことが起きるだろうが、ヨーロッパ経済が統合される。その時、イギリス・ポンド、ドイツ・マルク、フランス・フラン、イタリア・リラといったヨーロッパ諸

国の通貨は「ユーロ」に統合される。アメリカのドルとヨーロッパ連合のユーロ、それに日本の円が国家、地域経済圏の存亡をかけた大経済競争へと突き進むのだ。その競争戦のうち勝つ方策が橋本六大改革であり、規制緩和なのであるから、勤労国民には「百姓とゴマの油」よりひどく重い搾取がのしかかってくることは目に見えているではあるまいか。

高級官僚の効率活用

橋本首相は「六つの改革」として、①行財政改革・中央省庁の統廃合と地方自治体制再編、②財政構造改革、③社会保障改革、④経済構造改革、⑤金融システム改革、⑥教育改革をあげている。私たちが要求する行政改革は①行政についてのすべての情報公開、②高級官僚の天下り廃止、③住民・国民サービスの徹底、④公務労働者の労働条件向上、⑤行政のムダ排除だ。

新旧自民党議員の行財政改革への考え方は、私たちとはまったく違う。ある自民党長老は講演会で「官僚は日本最高のシンクタンク。彼らは効率的に働かせるシステムづくりが重要」と述べている。この言葉は支配階級が行革、官僚をどう考えているかについての最大公約数といって過言でない。その考え方がこれ以上には表現できないほどの露骨さでまとめられているのが行革会議「中間整理」である。(つづく)

一人でも泣いている者がいないように

— 全国の私鉄のみなさんへ 運動方針を読んで —

今年度の運動方針を読んで、はじめに感じたのは、「何故だ」「どうしてだ」「何で、ここまで落ちるのか」との、あきれでした。しかし、少し経ってから「何でこんなに変わってしまったのか」とよく考えて見たら、私鉄総連の幹部だけでなく、労働運動の多くの指導者が、世界大競争時代と言われる今日の情勢下で、何をどう進めていくのか分からなくなって、資本の論理に巻き込まれているのではないのでしょうか。そう思い返して読み直してみると、運動方針の後退も理解できます。しかし、もし、そうだとしたら、労働者とその家族にとっては、まさに、危機的状况を迎えていると言わざるを得ません。

資本主義社会の構造的変化と資本

運動方針案では、「世界化」(グローバル化)が、今後の運動を進めていくキーワードだ、としています。しかしこの言葉も、資本家の立場に立つか、労働者の立場に立つて考えるかによって全然違います。

資本(日経連)が言っている「世界化」が、労働者に与える悪影響には、計り知れないものがあります。彼らの主張はこうです。製造部門は、海外生産や生産性向上合理化です。でコスト削減でき、国際市場での競争でも勝ち残れる。しかし、低生産性・非効率部門の内需産業、農産物・公務員・運輸(航空・JR・私鉄など)や公共料金・サービス関連等は徹底合理化してコスト削減しないと、国際競争に勝てないだけでなく、賃金は世界一だというのに国民が豊かさを感じられないのは、それらが高すぎるからだ。よって、規制緩和の名の下に、あらゆる合理化を推進させる。

資本（日経連）は、「日本の経営」六ページで「政治・行政改革と並んで、経済改革も実行段階にある。労資も率先して痛みを分かちあい、お互い血を流す覚悟で真剣な取り組みが必要」と、首切りを宣言し、一方、労資関係については、企業別組合を中心に話し合いを十年続けてきた。その成果の上に、今後も「『職場』を共有する労使関係の確立を基本」に、あらゆる段階での話し合いを大切に、生産性向上運動を労使が車両の両輪の様に、パートナーとして、一体で取り組んでいく。そのために、労働組合の幹部の話を良く聴き、相手を認め、信頼関係を深める、と幹部に対しては、並々ならぬ気を使っている。資本の側は、この「世界化」という大競争時代を真剣に捉え、生き残っていくためのあらゆる方策を考え実践しているのです。キーワードになっている「世界化」とは、国際的規模でコスト削減の合理化競争をしていくということです。これに対する私たちのキーワードは、「体制的合理化反対」ということです。

競争社会のゆきつく先

昔、帝国主義戦争に労働者・勤労国民が動員されて行ったのは自分の国を守る祖国防衛戦争だの、国の生命線だのと宣伝され、独占資本間の競争に巻き込まれてしまったからです。政治は経済の反映であり、「戦争は政治の継続である」。

資本主義の「構造的変化」に根ざしたこの大競争時代・労働者や労働組合そして勤労国民がこの大競争に巻き込まれたら大変なことになります。「大競争時代だ・この時代を乗り切っていくためには、労使協力して企業（職場）を守っていくしかない。それが雇用や組織を守る道だ」と考えたらどうでしょうか。もはや、資本の言いなりになるしかありません。

資本はこの世界規模の大競争時代を利用して、できる限り自分たち（資本）の不利にならないように、そして皺寄せを全部、労働者や勤労国民に押しつけるとともに、さらにその反動が資本に集中しないように最新の注意を払っているのです。そのために、労働組合の幹部を騙し、労働者・勤労国民を駆り立て、大競争に動員しようとしているのです。その良い例が、新運賃制度（ヤードステイック）の導入です。

資本はチャッカリ、「事業報酬」や資本の「資産増」になる設備投資は別計算にいれ、残りは同業他社との合理化競争に晒すというのです。一見、運賃を安く据え置いて利用者の利益になる、と利用者を労働者にけしかけようとしています。首を切られ、とんだまやかしです。運輸省よる競争原理を利用した、悪質な合理化競争です。首を切られ、労働強化を強いられた、犠牲にされるのは交通労働者と、儲けのために安全が無視される利用者です。

「まかしと労資協調の運動方針

規制緩和にしても、運輸省が使っているまかしの言葉「需給調整規制」などを使い、曖昧にしていますが、何のことはない、労働者の首切りのための規制緩和であり、何故キツパリと反対の立場に立てないのでしょうか。さらに方針案の「歴史の変わり目に対応できる産別組織を造っていくため、民鉄協の役割に期待するとともに、労使懇談会などを活用、発展させながら、労使で私鉄産業の諸問題を協議できる体制を追求」に至っては、まさに、「この時代、資本にすがってどうしたら良いか教えてもらい、労資協調で乗り切っていく」

としか読めません。したがって、運動方針の重要な点、具体的な点は、すべてあやふやで、後回しになっています。

このように、今年度の運動方針は、これまでになく多くの問題点を含んでいますが、私鉄労働運動の最も重要な課題である春闘・規制緩和の問題に焦点を絞って、今定期大会に向けた「私鉄反合理化研究会」の見解を述べたいと考えます。

春闘・総連指導部の責任はどこへ

古くなった建物を直したいなら、新築するか増改築なのかを決め、設計図と予算と日程を明確にし、何よりも、その住人の了解を得なければなりません。

しかし、いまの私鉄総連執行部は、「新たな時代」だ、「変えなければ」「従来方針の部分的見直しによる改革で乗り越えられるものではありません」と繰り返し、「新しい発想に立った賃金政策」とか「新たな交渉の場を再構築すべく」とかの絵空事ばかり。これはまともな設計図、いや方針ではありません。そればかりか、大手中央集団交渉という産別統一闘争の大黒柱をいとも簡単に切り捨て、妥結権を単組に返し、妥結基準も決められず、まったく出鱈目な回答方式で中小組合を混乱させ、春闘では名門と言われた金看板を汚し、計画性のない工事が進んでしまったのです。

私鉄春闘のなかで、「個別交渉」という言葉が、これほど安易に使われたことはありません。産別統一闘争を強化する立場からすれば、この言葉を少しでも減らし、集団交渉へと発展させる努力が、バス専や地方も含めた目標だったからです。しかし、その精神が、こともあろうに総連本部そのものから批判されようとは、まったく情けないことです。「私鉄の仲間たち」を後輩にうたい継ぎ、職場で活動する仲間たちを、総連本部は、どう思っているのでしょうか。

方針案は、「経営側の危機は、私鉄総連の部分的見直しで乗り越えられるものではなかった」と述べています。東急が統一闘争から離脱し、大手集交が崩れる危険性を、総連執行部は早い段階から予想していたかのような書き方です。しかしこれは、事実と違います。まったくのこまかしではないでしょうか。中執オルグは阪急、阪神の集交復帰の可能性を言っていたし、交渉重視路線によって集交拡大の成果を予想していたからです。

さらに、先日の中央委員会での東急バス労組委員長の発言、「集交成立の条件が存在していると思う。そこで統一要求、統一闘争の概念を総連はどう持っているのか」（私鉄新聞より）は、東急の離脱の理由と総連の指導性について、厳しく批判をしていると思えるのです。しかし、総連は「大手集交の復活に向けての状況は、来年は今年以上にさらに厳しいと言わざるを得ません」「新たな交渉の場を再構築すべく」と、すでに集交を断念する態度を示してしまったのです。

これは、組織を壊してまでも自分たちの責任を回避する態度であり、このような指導部だからこそ、何故こうなったのかという春闘総括もハッキリしない方針案になって当然なのです。

東急を始め数組合から、統一要求の在り方について意見がありました。ここ二、三年、総連本部は真剣な討議をしていません。昨年の方針で「純ベア方式についても検討」と書いただけで誤魔化したのです。そして東急は今年、総連不信を表明しました。こうして九

七春闘の結果は、資本からすれば思っても見ない程の成果が上がってしまったのです。いま私鉄各社は、各単組、各組合員が総連の指導性について、どのような反応を示すか、注目していることでしよう。大会討論が静かに終わるなら、資本は私鉄労働運動全体に対して採点を下し、新たな時代の労資関係をつきつけてくるでしょう。交渉の場さえない総連本部が、交渉重視をさらに強調している方針案です。九七春闘は総連にとって悲劇でした。そして、九八春闘が総連執行部の喜劇になってしまいうようではこまります。今定期大会での活発な討論で、私鉄春闘再生への力強い一歩を踏みだしましょう。

労働法制の規制緩和はだんこ反対

政府・独占資本が唱える「規制緩和」の大合唱のなかで労働基準法を始めとする、労働法制の反動化が急速に進められようとしています。

労働基準法の女子保護規定は、男女雇用機会均等法の見直しの取り引きに使われ、九九年三月末をもって廃止されることが国会の場で決定されました。昨年の大会で多くの女性代議員が危惧してしていたことが、現実の問題となりました。私鉄総連は、九九年四月に向けて、女性組合員の権利と労働条件を守るために、九七秋闘で具体的方針を明確にすべきです。さらに今後、労働者派遣法の適用拡大、有料職業紹介の原則自由化、裁量労働制の拡大、変形労働制の拡大、有期雇用契約の制度化、産業最賃制の廃止など、矢継ぎ早に労働法制の改悪が進められようとしています。労働法制の改悪は、日本の労働者を無権利状態にして、資本の前に投げ出すことになります。

これに対する闘いはいま、労働運動から大衆闘争が消され、政治の総与党化のなかで、審議会や省庁交渉が中心となりつつあります。そんないまこそ組織労働者が、労働法制改悪反対の闘いを大衆的に組織し、その先頭に立つ義務があります。

以上、今定期大会方針案の幾つかの問題点について見解を述べてきましたが、はつきり言って今方針案の中には、これからの私鉄春闘、いや私鉄労働運動をどう位置付け、何を目標に、どこへ進んでいくのか、具体的なことが何一つ記されていないような気がしてなりません。

今定期大会では、各単組が、その具体的なもの多数多く持ち寄り、「一人でも泣いてるものがないように」私鉄産別闘争の再構築にむけた活発な討論が展開されることを期待します。ともにがんばりましょう。

(私鉄反合理化研究会)

◇ 編集部だより ◇

▽『社会通信』は十一月一日号(第六八五号)で満二十周年を迎えます。目下、創刊号からの総目次を作製中です。二十年という歳月はたいへんなもの。時代の変化と膨大な量とに驚いています。みんな読者と知人・友人、同志のご支援のためものです。

▽「二十周年の集い」を学習会中心に行ってはいかががとのアドバイスを受けています。どういう集いにすればいいかお恵拝借したいのです。ご意見、ご要望を編集部に寄せていただければ嬉しい。時期は十月末から十一月はじめの土曜日、場所は東京都内と考えています。

労働弁護団の新しい歴史が始まった

鶴飼 良昭（弁護士）

—「労働相談」は運動の出発点、運動の目標—

日本労働弁護団と「ホットライン」

一九八九年に総評が解散し、旧「総評弁護団」は「日本労働弁護団」と改称して再出発しました。私は、その翌年の一九九〇年に、全国幹事長に就任することになりました。

労働弁護団は四〇年ほどの歴史がありますが、それまでは総評とともに労働者の権利擁護の運動をやってきた歴史ですから、その総評がなくなって、「さてこれからどうしていくか」ということになりました。私は、全国のブロックなどを回り、各地の活動状況を聞いて、まず驚いたのは「労働事件がない」ということでした。確かに、統計によっても、一九九〇年当時は労働裁判の件数が減っていた時期でしたが、労働弁護士が「鶴飼さん、私はもう手持ちの労働事件がないよ」と言うのです。私が活動していた横浜や東京の状況はそんなものではなく、労働事件や、あるいはそこまでは行かない労働相談もずいぶん多いという実感でしたので、大変驚きました。しかし考えてみれば、それまで「労働事件」というのは労働組合を通じて労働弁護士のところにくるのが圧倒的だったわけで、それが激減していることは事実でした。つまり、労働組合がその機能を失いつつあることは、私も実感していました。

そのとき私は、労働弁護団として、こちらから積極的に労働現場にアクセスしていく姿勢、あるいは取り組みが求められていると考えたのです。それで、東京ユニオンなどの人たちと接触し、そこがやっている「労働相談活動」を知ることになりました。労働弁護団としてもそういうものをやりたいと考え、初めてやったのが九三年二月の「ホットライン」でした。

実は、我々自身にも抵抗がありました。「なぜ弁護士がそんなことを」「相談なんてやっても一件落着で終わりになる」などの意見はずいぶんありました。それまでの弁護士のスタイルがありますから、抵抗は大きかったです。でもフタを開けると、やった私たちがびっくりするような相談が殺到しました。そしてその中で、私たち自身が変わっていったのです。

それから四年たって、全部で九回の「全国一斉ホットライン」をやりました。最後にやったこの三月のものなど、設置した五台の電話はほとんどパンク状態で、神奈川、埼玉、千葉などに回すという状況です。日常的にも労働相談が来るようになり、今は週に三回、弁護団の本部で待機して労働相談に応じています。

ホットラインの活動を通して、弁護団の組織も活性化してきました。他の組織と同じように、日本労働弁護団にも「総会」というのがあるのですが、参加しているのは私たちより上の世代がほとんど、つまり四〇代、五〇代、六〇代。女住の姿など珍しい。総会後に宴会になるのですが、みんな浴衣姿になって……。参加していた東京ユニオンのTさんから「まるで中小企業の宴会の姿そのもの」と冷やかされる始末（笑い）。「若手」が先輩弁護士に酒を注ぎまわって……。これを見た女性弁護士が「あんな総会には二度と行きたくない」と（笑い）。どんな組織でも、若い人、女性が参加してくれない組織は元気になりません。それが、このホットラインの活動に若い弁護士が参加するようになり、女性弁護士

も労働弁護団の事務局に出入りするようになったのです。そして、昨年(1970)の総会は一七〇人という画期的な参加になり、様変わりしています。私は「労働弁護団の新しい歴史が始まった」と思いました。

私が幹事長になった頃、司法修習生(弁護士のタマゴ)を相手にオリエンテーションをやりました。労働弁護士の必要性ややりがいについて、一生懸命話のですが、なかなか伝わりません。「先輩たちは信念を持って労働事件に取り組んでいて、尊敬する」。でも、「労働事件は重い」「労働弁護士は暗い」「私はやりたくない」ところがこのような若い弁護士たちが、自分が受話器をとって相談を受け、そこで「自分が求められている」ことを感じる―これは大切です。労働弁護団が出している『通信』がありますが、今一番若い四九期生の弁護士が「日本の労働者とともに」という一文を寄せています。その中で、「私は労働者が好きである。汗水たらしてまっとうに働く労働者が好きである。その労働者が、憲法も労基法も無視して扱われることを許せない」と書いています。

「労働相談」は日本労働弁護団の再出発の原点でしたし、労働運動にとってもそれはもつとも基本的な活動ではないかと思うのです。

日本の労働者状態と「労働相談」

「労働相談」について話すにあたって、少し労働者の状態を紹介しておきます。まずそれをマクロ的に見ると、日本はすでに、「高失業率」時代に入っています。しかもそれは構造的、かつ世界的な傾向とすることができます。そのことを、「定観測」的に見てみます。まず「労政事務所」の活動を通して。「労政事務所」の活動について、全国でもっとも進んでいるのは東京です。

※(事務局注)兵庫の人たちは耳慣れないかもしれませんが、「労政事務所」というのは、地方自治法で都道府県が「置くことができる」とされている労働行政機関。

みなさんのなかには、あの大震災の時、みなさんが呼びかけた「震災ホットライン」に、東京の労政事務所の職員が、年休をとって駆けつけていたのを覚えている人がいるでしょう。彼らは、日常的に労働相談活動をやっています。彼らの能力の水準は、非常に高いです。東京では、労政事務所の「労働相談窓口」に、年間四〜五万件の相談件数があるようになっていきます。そのうち一〇%ほどが、雇い主に働きかける「斡旋」で解決しています。

彼らの基本姿勢は、困って相談に来た人を労働基準監督署や弁護士会、あるいは裁判所などに「たらい回し」しない、ということなのです。だから、労政事務所と相談にあたる職員が、自分たちで何ができるかを考える。そこで「自然に」、斡旋ということが出てくる。企業との間で問題解決を斡旋することについて、明確な法的根拠は別にありません。まったくないわけはありませんが、具体的な根拠はないのです。それでも、その斡旋が試みられる理由は、相談にもとづく「必要性」です。斡旋というのは相手があるわけで、当然失敗することもある。ミスをいやがるのが公務員ですから、公務員がそんなことに乗り出すのは本当は大変なことなのです。

私がいる神奈川では、労政事務所は「労働センター」と言いますが、東京都の労政事務所は活動を学んで、仕事を進めています。私は労働弁護団の幹事長を降りてから、この労働センターの特別相談員と顧問になり、現在四カ所を担当しています。月に一回くらいの

割合でそれぞれを回り、担当職員との間の相談内容の問題点、あるいは労働裁判の判例の紹介や法律問題などについて、二時間ほど一緒にディスカッションをやりまします。私自身もこの場合は本当に勉強になるのです。この間、神奈川の労働相談件数もほとんど増え、昨年では九千件を超えました。東京でもそうなのですが神奈川でも労働センターだけを回る職員が出てきています。そんなことをしていると昇進や昇級上不利になりますが、「やりがいがある」と言う人が出てきています。

ここに見られるように、行政の姿勢、あるいは職員の姿勢が変わり熱心になると、労働相談の件数もどんどん増える。今、行政に寄せられる労働相談の件数は全国で一三万件と言われていますが、これは起こっている労働問題の氷山の一角に過ぎないことは、みなさんにはおわかりでしょう。また、行政の活用というのが大切なことも考えてください。労政事務所などの労働行政窓口がきちんと機能すると、そこに労働組合の相談窓口の案内チラシなどがおかれ、そことつながります。あるいは、県や市の「広報」などで、労働組合が相談窓口を開いていることも周知できるようにする。私たちの労働相談活動を宣伝する手段は、どうしてもマスコミ頼りになってしまいましたが、マスコミというのは移り気ですから、そこに頼るだけでは不安定で仕方がありません。

もうひとつ、労働裁判の動向を見ます。日本の労働裁判は、昔から少ないことで定評があった。ところがそれが「激増」しているのです。地方裁判所への労働事件の提訴件数は、平成二年頃には一、〇〇〇件程度だったのが、平成六年には二、三〇〇件、二倍以上になっている。しかも、以前は労働組合を通じたものがほとんどだったのに、現在は個別労働者の提訴が圧倒的です。

しかし、みなさん。それがどういうレベルの数字かということについて、一九九一年の旧西ドイツ（労働者数は日本の半分）の労働裁判提訴が三四万件、一九九五年のイギリス（労働者数は日本の四割）で約一〇万件という数字を見ておいてください。しかし、裁判に訴えることがこれほど大変な日本で、これまで考えられなかつた人たちが裁判に訴えざるを得なくなっていることに、私たちは注目します。

イギリスの紛争処理システムとアメリカ労働運動

さきほど、高失業率や雇用の流動化は、構造的、世界的だということを言いました。それで、欧米諸国と日本の事情を比較してみます。

つい最近、私たち労働弁護団は、労働相談活動に取り組んでいる人たちと一緒に、ヨーロッパの労働事件の紛争処理システムの調査に出かけました。私はイギリスに行きましたので、その話です。結論を先に言うと、労働者の状態が大変なのは日本と同じ。でも、労働者に対するサポート体制がぜんぜん違うということです。

イギリスにはACASという機関があります。日本語で言うと「助言・斡旋・仲裁・委員会」。先に紹介した東京の労政事務所に似ていて、その「斡旋」の機能を強化したものと考えてください。国の機関ですが、「外庁」であって、自立的に動きます。二〇年以上の歴史があり、九五年には年間五三万件の労働相談があったそうです。事件の内容によってIT（労働裁判所）を紹介しますが、そこは裁判所が任命するチェアマンと、労働側および経営側のメンバーの三者構成で、そこでの「判決」は強制力があります。ITに対す

る申し立ては実に簡単で、質問形式の用紙に答えを書いていくと、それがカーボンで複写され、申し立ての訴状になる。九五年で約九万二千件だったそうです。それが再びACASに戻り、三分の一が和解、三分の一が取り下げで解決。残りがITに戻って判決か和解かで決着するという仕組みです。このACASの他に、EOS（機会均等委員会）やCRE（人種平等委員会）という国家機関があって、これも当事者を強力でサポートして企業と交渉し、裁判も担います。私たちは、これらの機関の職員たちと会って話すことができましたが、その熱意はすごいものでした。私は、こんなに使命感と意欲に燃えた「国家公務員」を日本で見たことがありません。

イギリスも規制緩和、利潤第一の効率化が進んでいますが、上記のような組織や労働組合がそれに対抗する仕組みを作っている。それは、民主主義と市民社会を守る安全ネットと呼ばれるものでした。そのようなものが定着していない日本で、同じように利潤第一の効率化が進められたときに何が起きるか。恐ろしい気がします。

次にアメリカの話です。この四月に、アメリカのAFL・CIO（アメリカ労働総同盟・産別会議）のスイニー会長が日本に来て、感動的な演説をしました。アメリカでは、レーガン政権の攻撃を受けて、労働組合の組織率は三〇%台から一五%まで急落しました。労働運動の弱体化と、労働者の権利の侵害が進みました。でもその中で、新しい労働運動が生まれています。AFL・CIOは、発足して四〇年たった一九九五年に、初めて会長選挙をやりました。前会長とマフィアが組んだ支配力を打ち破って、まさに命をかけた会長選挙です。それでスイニーが勝った。その勝利の原動力は若手の活動家です。

スイニーがまずやったのはオルグ（組織者）の配置です。「労働組合の生命線は組織化なのだ」ということで、未組織労働者の組織化に全力をあげます。眠りこんでいた「組織化基金」から何億というお金を投入し、一五〇人のオルグを雇い入れた。特筆すべきは、その一五〇人の大部分が非白人、女性、二〇代だった。マスコミは彼ら、彼女らを「ユニオン・キッズ」と呼びました。

もう一つは「ユニオン・サマー」という運動です。昨年の夏ですが、全米の大学にオルグを派遣して、大学生に対して、夏期休暇を利用して未組織労働者を組織化する仕事に従事するよう呼びかけました。全米から一〇〇〇人の学生が応じ、週給を受け取りながら、オルグと一緒に未組織労働者のなかに入り、デモやピケも経験する。若い活動家をつくるという目的が、そこには貫かれています。

先ほど司法修習生のことを話しましたが、私は実感として、「今の若い人は優れている」と感じています。彼らは「白紙」に近いような状態で、事実をきちんと話すと反応します。この前、ホットラインに参加した司法修習生が仲間を集めてくれて、司法修習生のオリエンテーションをやりました。昔は参加者数人、説明する側の人数的が多いというのが普通だったのに、何と五〇人も修習生が参加しました。私は、「今どきの修習生は……」と長いこと思っていました。実際は違うのです。私は、彼らにもホットライン活動への参加をどんどん呼びかけています。

労働相談のポイント―相談を受ける人が変わる！

最後に、実際の労働相談活動について、考えていることを話します。

今は労働者苦難の時代で、中高年は中高年で、若者は若者で、女性は女性で、それぞれに大変ななっています。しかもそれは構造的かつ世界的。でもこのなかで、以前の「企業人間」からの離脱も始まっている。以前なら考えられなかったような人たちのなかに、「もう我慢ならない。私はやります」という人が出てきているのです。

まず、相談者（相談を受ける人）のあり方について。相談を受けるとき、もちろんいろいろな知識があった方がいいのですが、要するに、みなさんが「ひどい」と思う事例は、やっぱりひどいのです（笑い）。あんまり知識がありすぎると、「判例がどうのこうの」と考え、ついつい「それは難しいですね」と言いがちになります。

たとえば、実際のケースです。企業の研修所に放り込まれ、さんざん退職強要をされた末に、ついに退職届を書いてしまったという相談ケース。ベテランの弁護士なら、「退職届の撤回」が大変難しいことを知っていますので、「書く前だったらよかったのにねえ。残念です」となってしまいがち。実はこの相談を受けたのが、弁護士になって二年目くらいの新人でした（現在は労働弁護団の事務局長という中核を担う人になっていますが）。彼は、あんまり判例などの知識がなかったので、「これはひどい」と思った。そして「事務所に来てください」と。これが分かれ目ですね（笑い）。事務所に来てもらって事情を詳しく聞いて、彼はその企業のやり口のひどさをあらためて実感した。彼はその人に、「同じような目にあつた人を集めてくれ」と言いました。すると七人が集まり、その中には研修所の教官がいた。さんざん労働者を辞めさせて、ついに自分もやられたというわけです。その人が、退職を強要するためのマニュアルを持っていて、すべては会社が計画的にやったことが鮮明になる。会社は完全に包囲され、ついに裁判所の勧告で解決し、五人ほどが復職しました。

相談にあつたて大事なものは、みなさんの「直感」です。理屈は後からついてくる（笑い）。まず、虚心に聞くことです。日本の戦後の労働法体系は欠陥が多く、不十分なものですが、それが今はさらに空洞化されている。私たちは、もう一度原点に帰ることを求められている時代なのです。みなさん。私は今ほど労働現場にストレスが満ちている時代はないと思います。以前も労働は厳しく、賃金も低かった。しかし働く人たちの共同体があつて、そこにはゆとりがあつた。ところが今、働く人の足許には「雇用不安」があつて、人間としての尊厳が奪われていく時代に変わってきた。

私たちの仕事について、医者と対比させながら考えるとよくわかります。医師法では、やって来た患者を医者は拒否できません。ところが、たとえば弁護士は、やって来た労働者を拒否することができます、選べます。しかし、労働相談の中身を見れば、それは社会的な疾病であり、社会的な背景があるのです。そして、会社の攻撃によってショックを受け、混乱状態になった人が、相談を通じて現実を見れるようになり、そして自分を取り戻していく。そのプロセスが労働相談にもあるのです。私は、原則として労働相談は拒否してはならないと思います。また、医者の場合、患者への治療というのはその自然治癒力を発揮させることが大事だと言われます。労働相談もそれと同じで、労働者は本来、自ら立ち上がり、解決する力を持っている。労働相談というのは、労働者自身が時っているその力を信じ、それをどうサポートするかということだと思ふのです。先に紹介したイギリスのA CASでも、幹旋官は「当事者にある解決力を発見し、彼が解決する道筋を見つけること

をサポートすること」と言っていました。そして、「労働相談」じたいに意義を見いだすことです。「組織化」の手段と考えるべきではないと思います。相談を受けて、その労働者に人間的に近づき、何かできることがないかと考える―それだけに大きな意味があるのです。

最後に、相談を受ける担当者自身が鍛えられ、変わるということですが、昨日相談してきた労働者が、翌日には今度は相談を受ける側になる。昨日の相談者が電話を受け、「私には知識はないが、実は私もひどいことをされて今がんばっている。あなたも一緒にやりませんか」と言う。

相談活動のなかで聞いた言葉に、「弁護士からは知識を得られるが、労働者からは勇気が得られる」というのがあります。また、相談を受ける立場になると、自分自身が変わり、自分のことがよくわかるようになる」とも言われます。労働相談をやっていると、自分自身のこと客観的に見えるようになるということでしょう。だから、既存の労働組合にいる人たちも、どんどんこの相談活動に参加してほしい。企業のなかで、職場のなかで見えなかったことが見えてきて、自分が変わってくるのです。

「労働相談」というのは、運動の出発点でもあり、また運動の目標でもあると思います。

※ 編集部より 本稿は五月二十七日、ひょうごユニオン準備会がおこなった「労働相談ノウハウ講座」から要約したものです。文責は編集部にあります。

政治と戦争を考える

上野 建一

過日の七月七日は、日本帝国主義の軍隊が中国との全面戦争に突入した「盧溝橋事件」から六十周年にあたる。戦後も日本の独占資本とその政府は戦後民主主義を空洞化することを通じて、軍備の拡大をはかってきた。安保・日米軍事同盟によって、今や日・米両国は共同して世界の「憲兵」の役割を果たそうとしている。そこには中国などへの侵略戦争に対する反省はいささかもないのである。私はこの夏、少し時間をつくって日中戦争を中心に、日本帝国主義の侵略戦争の歴史を学習しようと考えている。ことにその中で日中両国の指導的役割を果たした政治家、軍人の思想と行動について詳しく知りたいと思っている（社会運動家、学者の言動を含めて）。

そう思って資料を集めているときに、橋本龍太郎首相は独断専行的にカンボジアに自衛隊三機をタイ国まで派遣したというニュースをテレビが報じていた（タイのウタパオ海軍基地に十二日夕到着）。カンボジアの内戦から邦人を救出するための「準備」であるという名目である。橋本首相の指示は七月十一日の午前に行われている。その日の閣議にははからず、その閣議後に池田行彦外相、久間章生防衛庁長官らに指示したという。過去の侵略戦争においても最初の名目の多くは、「邦人救出」であり「在外資産を守る」ためであった。違憲の自衛隊が自衛隊機で邦人救出のために海外に派遣できるようにしたのは九四年に自衛隊法の改悪が行われてからである。しかしこの自衛隊法にしても、救出のための「準備」として海外に自衛隊機を飛ばすことの規定はなく違法である。明らかに首相の拡大解釈である（同法百条の八で邦人輸送について規定している）。その前に自衛隊機を、

いざというときのために沖縄の那覇空港（民間の）に待機を指示したが、そのときすでにカンボジアの戦闘は収束しており「事態も沈静化していた。プノンペン国際空港も再開されていたのだから話がおかしい。

自衛隊機のカンボジア派遣は改憲への地ならし

今回のことは明らかに、秋の日米防衛協力のガイドラインの見直しを日米軍事同盟の強化につながるよう推進策をねらった首相のスタンドプレーである。案の定、与党の社民党、さきがけには相談をしていない。こんな重要なことがらまで話がないということは社民、さきがけは名ばかりの与党で、俗にいうなめられているということだ。

ついでに言及するとすれば、今回の「ガイドライン」について社民党の対応はあまりにも弱腰である。沖縄の特措法に事実上賛成した及川一夫政審会長を前面に立てている姿は、一般国民からもきびしく批判されている。「自社さ」の与党代表団（山崎拓自民党政調会長・団長）がアメリカを訪問、コーエン国防長官の意見を聞いているのである。及川社民党代表は見直しは憲法の枠の中であるかどうかと質問したのである。コーエン長官の「その通りだ」という言葉を聞いて安心したという。日米軍事同盟である安保条約は一段と憲法違反の度合いを強めている。今回のガイドラインの見直し、どうころんでも憲法の枠内などということはありえない。今回の見直しによって自民党と橋本政権はやはり改憲しなければ日本の安全は守れないという地ならしと世論づくりもねらっているのである。

「自社さ」与党の枠内に、このまま社民党がとどまっていれば、名実共に「護憲」の看板は崩れ落ちるであろう。

日中戦争と蒋介石総統

日中戦争にもどろう。当時の中国の最高指導者・蒋介石総統は日本の侵略をどう見ていたのであろうか。廬溝橋事件から十日後、蒋介石は廬山で談話を発表している（一九三七年七月一七日）。談話は「中国がいままさに外にあっては和平を求め、内にあっては統一を求めつつある際に、突然起こった廬溝橋事変については、たんにわが国の民衆が悲憤にたえないばかりでなく、世界の世論をもことごとく震撼させている。この事変の発展の結果は、たんに中国の存亡にかかわる問題となるばかりでなく、世界人類の禍福にかかわる問題となるであろう。」と述べ、世界戦争へ向かうことを見通している。

そして今後の方針を大要次のように話している。

① われわれは弱国であることを認識し、国家の建設を行うためには和平が絶対必要である。これまで数年間、不平不満をたえしので対外的に和平を保ってきたのはこのためであった。けっして和平を放棄せず、最後まで和平の方針を表明してきた。もし最後の関頭に直面すれば、全民族の生命を賭して、国家の生存をはかる。そのときは、われわれは中途で妥協することを許されない。ひとたび最後の関頭にいたれば、われわれは徹底的に犠牲が多くとも、徹底的に抗戦するほかない。

② 今度の廬溝橋事変の発生について、今なお偶然に起こったのだと考えている人がいるかもしれないが、一月以来の相手国（日本）の世論または外交上の直接間接の表明はその

ことごとくが事変発生の兆候をわれわれに感じさせるのであり、——こうしたことからの事件がけつして偶然のものでないと考える。いまでもし平安無事を求めるとすれば、それは他国の軍隊が無制限にわが国の国土に出入りするのを許すことになるだけであり、われわれの自国の軍隊は逆に自国の土地におりながら、自由に駐留できないように制限されてしまう。

③ われわれはもとより弱国ではあるが、わが民族の生命を保持せざるを得ないし、祖宗・先人がわれわれに残してくれた歴史上の責任を背負わざるを得ない。われわれは弱国であるからして、もはや妥協の機会はないのであり、もしわずかな土地、わずかな主権であれ、それを放棄するならば、それこそ中華民族永劫の罪人となるであろう。そのときには、民族の生命を賭して、われわれの最終的勝利を追求するだけのことである。

蔣總統のこの談話だけからでも当時の中国指導者のおかれたきびしい状況と抗日の決意が伝わってくる。これに対して日本の近衛内閣は、七月十一日に現地では停戦協定を結びながら、その同じ日に五個師団の派兵を決定しているのである。この強硬姿勢のもとではフアシヨ体制からくる相手国の主権を認めず、侵略による力で屈伏させ植民地化しようとする帝国主義そのものである。蔣介石總統の談話は、日本側の動きを戦争拡大方針と受け止め、中国人民の抗戦気運を盛り上げるために広く訴えたものであろう。

笹山久三さんの問題提起を受け

稲村 守

——「国鉄闘争勝利をめざす京都集会」開催——

七月八日、京都市内ハートピア京都・ホールにおいて「国鉄闘争勝利をめざす京都集会」が開催され、二百人の国労や支援労組・団体の仲間が参加しました。主催したのは、「国鉄清算事業闘争勝利をめざす京都共闘会議」（議長・片岡 昇京大名誉教授）で、五月二八日に結審したJR北海道・九州採用差別事件の中労委を相手どった行政訴訟裁判で、東京地裁の和解勧告をJR・国鉄清算事業団が拒否していることに抗議し、不当労働行為を明らかにさせ闘争勝利をめざす態勢固めのため開かれました。

主催者を代表して弁護団でもある荒川英幸事務局長より、裁判闘争の情勢も含めた挨拶と報告がなされました。この日のメインの「国鉄闘争の勝利をめざし」：『飢餓船』『四万十川』『郵便屋』の世界から」と題する、作家・笹山久三さんの記念講演のときには会場満席となり、たくさんの参加者が立って熱心に聞き入っていました。今もなお自ら働き闘っている特別昇給制度や強制配転が出され自殺者も続出する郵政職場の状況の話には、全通の参加者だけでなく、国労を始めとする交通労働者、機械染色を始めとした民間製造業の仲間や国公・自治体の参加者に共鳴を与えました。「国労があつたからそれを支えにこれまで私たちは闘ってきた。これからは支援する私たちが、労組機関の縦の関係だけでは限界にきているので、個人加盟のネットワークを横に結び広げ、闘う戦線を作りあげよう」と、呼びかけられました。

また笹山さんの著書のサインセールも行い横浜人活センター事件を扱った、『飢餓船』はたくさんの参加者が購入し、『四万十川』六冊セットを職場の仲間ですべて購入するなど、たいへんな人気でした。

国労筑豊闘争団からは二人の家族会のメンバーがこの集会のために入浴し、家庭の実情を含めた永年の闘いの状況報告と決意表明がされました。「こういう皆さんの支援があったから闘えてきた」と山口典子さん、吉田美智子さんからのこもごもの報告、最終の新幹線で帰り小倉からはJR在来線がなくなり、車での仲間の迎えを受け明朝から普通出勤という中での決意に熱い連帯の拍手。そして国鉄京都共開会議で四年目の取り組みとなった「就学援助カンパ」が贈られました。

佐々木真成事務局長代行からは、「行革・規制緩和攻撃で矛盾はすべての産別で現われてきている。国鉄闘争はかつてのような大結集がこの数年実現できなかったが、きょうは久々の満席だ。特定の単産の大動員頼みでなく、すべての単産が自らの問題として国鉄闘争をとらえ参加する国鉄連帯闘争への一歩としたい。昨年八月来の国労の要求切り下げをねらう敵の攻撃には頑として反対し、今も国労近畿闘争団からも訴えられた『地元JRの職場に戻りたい』という決意を改めて確認し、闘争団・家族会・国労・支援部隊一体となった態勢の強化をはかりたい」と、今後の運動提起がなされました。

新社会党京都府本部からは鳥居隆太郎委員長より「JRと国鉄清算事業団の和解拒否を許さず、一〇四七名の仲間の解雇撤回、三二四一名の仲間の地元JR復帰をめざし、ともに勝利するまで闘いましょう」というメッセージが寄せられ、司会の岩橋祐治国鉄共闘会議副議長から披露されました。

資料 国労「声明」(一九九七・六・三〇)

政府・運輸省は指導責任を發揮せよ

東京地裁は、五月二八日に北海道・九州採用差別事件の行政訴訟でJRの使用者性を判断するための最終弁論を開き、「裁判所の意見」という事実上の和解勧告を行った。そして、それぞれが和解の席につく意思があるかどうかを六月末日までに回答するように求めていた。

原告JR側代理人は、即座に「受ける余地はない」と拒否回答を行ったが、裁判長は「六月末日までにその意思が変らなければ変らない、変ったら変ったという連絡をいただきたい」と解決にむけ並々ならぬ決意を示し、回答を求めていた。

マスコミ各社も「もう和解の時期ではないか」「(JRに)求められているのは、早期解決への努力ではないか」と一斉に論じている。

既に周知のとおり、国労は六月一七日、中労委は六月二〇日にそれぞれ、裁判所に対し和解の席につく旨の回答を書面にて行った(本誌・第六七四号参照)。JR各社は、本日もなっても裁判長の要請を無視し何らの回答行っていない。

私たちは、JR各社に対し「早期に抜本的な解決を図る」という裁判所の判断を重く受けとめ、和解の席につき、労使紛争の全面解決を求める態度を明らかにするよう重ねて求めるものである。国鉄清算事業団は本日、JR各社が和解の席につかない現状では和解の席につけない旨の回答を書面で行った。国鉄清算事業団は、裁判所が和解の当事者の一人と判断したことを真摯に受けとめ、ただちに和解の席につくよう強く求めるものである。

私たちは、運輸省の指導責任についても厳しく追及しなければならぬ。JRは民間企業だから」と言われるが、国鉄清算事業団がJR北海道・九州・貨物三社の全株式を所有している現状からしても、運輸省の責任ある指導によって、JRを和解の席につかせる

ことは十分可能である。なおかつ、国鉄清算事業団は、運輸省の指導には従わざるを得ない関係にある。

今般、J R各社および国鉄清算事業団が和解の席につかない態度を明らかにしたことは、政府・運輸省の指導責任に起因するところが大である。責任ある再指導を強く求める。

私たちは、今般の東京地裁の判断を評価しつつ、引き続き和解の席をつくるために関係者が尽力することを要望する。そして、早期に抜本的な解決を図るために国労組織の総力を挙げて取り組むとを表明するものである。

連合推せん候補は五勝十一敗

— 都議選結果のもう一面 —

都議選は四〇・八%と史上最低の投票率となった。私の選挙区は渋谷区、定数二に立候補者は自民、新進、民主、共産の四名。意中の党も人物もない。だれに投ずるか、心は千々に乱れた。棄権はしたくない、旧自民勢力に投票する気はもうとうない。白票か「仕方ないから」共産候補かである。こんな気持ちで選挙に臨んだ有権者が多かったのではあるまいか。その結果が自民復調、共産大躍進、さらに新進、太陽、民主惨敗となったのは今では周知のことである。

商業ジャーナリズムは報じていないが、もう一つ大惨敗した勢力がある。それはユニオン連合だ。「連合」東京は一六人の組織内候補を推した。その内訳は自治労三、教組、電機連合、情報労連、電力総連、東交労組各二、全国ガス、ゼンキン連合、自動車総連各一。所属政党は民主七、社民四、民社協会三、無所属二。民社協会・無所属は旧同盟・JC系労組のゼンキン、自動車、電力総連、社民は教組、東交、民主はその他労組（自治労推せんの一候補は無所属で出馬）との構図である。

結果は五勝十一敗、パスした候補の推せん組合は全国ガス（民主）、東交（社民）、自動車（民社協会）、電機（民主）、自治労（民主）である。

選挙結果についての事務局長談話は「勤労者がこれまで支援してきた政治勢力が求心力を持ち得ず不振を招いたことが最大の特徴」といい、前号で指摘した連合の参院選方針の「方向性の正しさ」が「証明」されたとのメチャクチャな総括から、連合主導の選挙体制の必要をこう述べる。

「連合は、先の中央委員会において、現在のままでは、勤労者のための政策を推進実現する政治勢力が不在となり、その結果、我が国の将来と民主政治にとって憂うべき状況となることを指摘した。しかしながら今回の都議会選挙においては、この指摘と連合東京、構成組織の懸命な努力にもかかわらずこのような結果となった。そして、この状況を克服するためには来年七月に実施される参院選挙において、連合と支持、協力・協調関係にある党が、勤労者にスタンスを置いた政策を軸に参院選挙協力を成功させ、勤労国民の期待を担い、閉塞状況にある政治状況に新しい流れを起こさなければならぬ」と。

連合事務局長の鷲尾氏は新日鉄（鉄鋼労連）出身で、その鉄鋼労連はどちらかといえば新進支持だ。だがその新進は都議選ゼロで分解過程をさらに加速させている。新進支持の旧同盟も悩みは深いに違いない。「行革・規制緩和」に象徴される「国家改造計画」に決

起したのが小沢一郎だが、自民主導でこれら諸政策が「なしくずし」的に進む今日、小沢一郎の役割はすでに終えたからである。

これにたいし、「民主だ」、「社民だ」、「民主、社民で」の旧総評支持組合も今では行き場を失ってしまった。職場組合員は労組中央をほとんど信頼しておらず、労組員は旧社会党をぶち壊した結果、自民復調の機会を与えたことをよく知っているからである。

ユニオン「連合」は「非自民結集」を叫ぶだろう。しかし、その求心力はなく、無定見に親自民に接近していくことにしかならないであろう。
(労働運動研究班)

◇ 読者からのおたより ◇

「多国籍企業と世界帝国主義再編成」を読む 北海道行脚ご苦労さま。道北まで足を運んでいた。表題のパンフ届き、さっそく読んでいます。世界各国の大企業がしのぎを削ってサバイバルを展開している今、労働者が総評時代のように団結を強化しなければ無条件で呑み込まれていきそうです。その先はファシズムあるのみと思うのだがどうであろうか。
(北海道・斉藤二郎)

編集部より 世界は一九八〇年代後半からすっかり変わりました。その主役が現代の金融独占資本「多国籍企業」です。そして彼らの競争です。資本の論理のもっとも露骨な現れです。私に関心もつのはアメリカのバブル景気がいつ破裂するかです。すでに時間の問題ですから。その時、おっしゃるような動きが出てくるかもしれません。

神戸・小学生殺人事件 この事件は社会が効率優先を押しつけ続けた結果、救いたい病気にかかっていることを見せつけました。そしておそらく、社会変革の主体であるはずの我々も多かれ少なかれ、この病気に汚染されているのではないでしょうか。
(自治労・丁)

編集部より いやな事件ばかりつづきいやな時代です。昨年はオウム。社会の根っ子が腐り切ってきたということでしょうか。他方、文学では「失楽園」ですから。

残念、減部です 運動に好転の兆しが見えません。今回も減部のお願ひ。
(東京・K)

編集部より 困難な時、お取扱い本当にありがとうございます。反転攻勢には私たち自身がリフレッシュすることが必要のように思われます。これまでの経験を基礎に、初心に返って学び直し、現代社会の矛盾のゆくえをきわめることです。がんばろうよ。

もうやめられない 徳島のAさんの勧めでとりだしてやめられなくなりました。
(高知・U)

編集部より 嬉しいお便りありがとうございます。私もやめられなくなりました。

がんばってるよ 全通と八王子ユニオンでがんばっています。暑中お見舞い。
(八王子・M)

がんばって 送金遅くなりました。保々：難しい時代に正しい指標を！
(加古川・F)

学習会ありがとう 今回は大変お世話になりました。当初予定していましたが学習会規模より少なくなりました。心から恐縮致しております。
(広島・T)

編集部より そんなことはありません。たいしたものです。さらにがんばって。

出会い 「通信」を勧められたのは徳島のF氏からです。彼とは同じ総支部でがんばっています。「通信」と出会えたことを嬉しく思っています。残金はカンパです。
(徳島・K)

編集部より カンパありがとうございます。F氏によろしく。これからもご支援を。

来るのが楽しい 郵便物が届きますと、すぐに開封して読了します。
(徳島・K)